

総務産業常任委員会審査報告書

平成 29 年 3 月 23 日

飯綱町議会議長 寺島 渉 殿

総務産業常任委員会委員長 小林 佳子

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 3 号	飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第 4 号	飯綱町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第 5 号	飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第 6 号	飯綱町税条例等の一部を改正する条例	可決
議案第 7 号	飯綱町手数料条例の一部を改正する条例	可決
議案第 23 号	平成 29 年度飯綱町スキー場事業特別会計予算	可決
議案第 24 号	平成 29 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算	可決
議案第 25 号	平成 29 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計予算	可決
議案第 26 号	平成 29 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計予算	可決
議案第 27 号	平成 29 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可決

事件番号	件名	審査の結果
議案第 30 号	平成 29 年度飯綱町水道事業会計予算	可決
議案第 31 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可決
議案第 34 号	いいづなりリゾートスキー場条例の一部を改正する条例	可決
議案第 35 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について	可決
陳情第 1 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 3 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：今回の改正案で一般議員の増額分は月 14,000 円となっているが、他の議会の政務活動費の支出状況はどうか。

回答①：平成 27 年 7 月 1 日現在で、長野県内に関しては 58 議会中 6 議会で支出しており、月額平均 6,550 円。全国では 928 議会中 192 議会で月額平均 9,596 円支出している。

質疑②：この増額分は当初予算に盛り込んだのか。

回答②：当初予算に概算で 150 万円ほど盛り込んである。

質疑③：信濃町の議員報酬はどのくらいか。

回答③：一般議員 180,000 円、議長 278,000 円、副議長 202,000 円、委員長 187,000 円。

質疑④：信濃町の報酬額と同額程度にはならないのか。

回答④：報酬審議会で審議し、県同規模の平均額を基準としたもので答申をいただいた。それをもとに今回、改正案を出させていただいている。

意見⑤：議会改革を進めていく中で、議員のなり手不足を主とした住民との意見交換会を 3 月中旬から下旬にかけて 2 回ほど開催していく。そこで、議員報酬問題についても意見等が出ると思うので、それらを十分聞いてからでも判断は遅くないと思う。よって、継続審査にして欲しい。

継続審査

採決の結果：反対多数で否決とした。

反対討論：なし

賛成討論：議会内で十分議論して町に要望書を出している。それらを踏まえての条例案なので賛成である。

(渡邊議員：退席)

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第4号 飯綱町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

質疑：なし

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第5号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

質疑：なし

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第6号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例

質疑①：本改正は、消費税率引上げ時期の変更に伴う措置か。

回答①：そのとおり。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 7 号 飯綱町手数料条例の一部を改正する条例

質疑①：他市町村の整備状況はどうか。

回答①：整備されている市町村と未整備の市町村がある。

質疑②：改正される第 2 項の前段と後段について。

回答②：前段は、住民票などの町長が定める手数料についての減免で、後段は戸籍手数料の減免である。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 23 号 平成 29 年度飯綱町スキー場事業特別会計予算

質疑①：一般会計からの繰出金がないのは、スキー場からの納付金は望めないということか、それとも免除か。

回答①：納付金は、今回の指定管理者募集時点で廃止をし、一般会計繰出金は予算計上していない。

質疑②：天狗の館はまだ 2 年間指定管理者の期間がある。2 年後、天狗の館の指定管理の募集内容はどうなるのか。

回答②：今のところはそこまでは考えていない。

反対討論：納付金を最初から外すことは今までの考え方と全く違う。今までのスキー場に対する対応から、いきなり納付金をなくすというのは町民に対して説明不足である。

賛成討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 24 号 平成 29 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算

質疑①：からまつの丘地区では何戸下水道接続しているのか。

回答①：現在 40 戸が接続している。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 25 号 平成 29 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計予算

質疑①：公営企業会計が適用となった場合、人件費の繰り入れはどうか。

回答①：法適は全部適用ではなく、会計の一部適用となる予定であるので、人件費部分についても現在同様の扱いで一般会計よりの繰り入れとなる。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 26 号 平成 29 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計予算

質疑①：し尿処理を公共下水道施設で処理するとの件はどのようになったのか。

回答①：町としては実施しない方向になっており、公共下水道の全体計画変更の中には入っていない。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 27 号 平成 29 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算

質疑①：27 年度行政報告書において、速やかに造成、分譲すべきとの視点、また 27 年度監査委員より指摘事項として隣地山本食品の動向を見て判断すべきとの視点があるが、どのように考えているか。

回答①：この土地は地質調査により、建物を建てるには地盤改良が必要な土地であることが分かった。何を建てるか、建てるなら地盤改良する経費もかかるというところで止まっている。今後の事業展開をどのようにするか迷っている。

質疑②：いつ判断するのか。

回答②：決まっていない。

質疑③：そもそも、あの土地に宅地造成という政策判断そのものが間違っていたのではないかと考える。埋立地であり、様々な事情があった中での決定と思うが、安易な判断であった。もう一つは特別会計そのものを廃止したらどうか。

回答③：ここでは回答を控えさせていただきたい。

質疑④：これまでどのくらい経費がかかっているのか。

回答④：用地費 1,200 万円、調査費 400 万円で 1,600 万円である。

意見⑤：この土地を売るようであれば、この経費を含めてもらいたい。

質疑⑥：病院近くのアパートの件は、情報として持っていたのか。情報収集に欠けるのではないか。

回答⑥：把握していなかった。

意見⑦：あの土地は埋立地で、液状化という診断が出ている以上、町として宅地として取り扱うことは不適當である。早急に政策転換すべきである。そして、この土地に相応しい、新たな活用方法を考えていただきたい。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 30 号 平成 29 年度飯綱町水道事業会計予算

(赤文字のみを報告)

質疑①：横手石綿管の更新とあったが、町内に石綿管はどのくらい残っているか。

回答①：牟礼地区では約 2km。現在、平出地区で給水の切替えを進めており、切替えが終われば約 1km 位減る。また、平成 29 年度に約 500m の更新を計画しており、残りは約 500m である。三水地区も約 2km。平成 29 年度に上赤塩、下赤塩で延長約 500m の更新を計画している。残りは約 1.5km である。

質疑②：特別損失の説明で別荘の誤りとはどういうことか。

回答②：平成 25 年の別荘水道料金の賦課で、別荘水道料金は年 1 回の検針で精算をしておき基本料金は前払いとなっている。

対象者は当時のことについて、「漏水もしていないのに多額の請求が来た。おかしいのではないか。」と担当者に伝えた。その後、「何の通知も無いので、解決したと思っていた。」と言っている。

水道は私債権、2 年で時効。平成 25 年度の料金は時効となるが、時効の援用がなければ料金を請求することができる。本人と折衝し、対応について起案、町長指示で当時の担当者に状況を聞いたが記憶が無かった。平成 25 年度に督促も催告も出ておらず、当時の担当者も覚えていないということで、どうにもならなかった。対象者にも何度か連絡をして、状況を確認したが支払いの意思はなかった。過去の使用状況から、基本料金相当分を納入いただいた。

質疑③：当時の職員が督促も催告もしなかったのは、当時の職員の責任であり、処分されてしかるべきだと思うが、なぜ処分されなかったのか。職務怠慢であるならば、事実を明らかにして始末書をとるなり、処分するなり、厳格に対処するべきと思うが。

回答③：当時の担当に聞いてみたが記憶が無いという。督促、催告が出ているか調べたが出した形跡がなかった。何らかの誤りがあったままにしてしまったとしか判断できない。

意見④：全体の処理の仕方や責任の所在がはっきりされていないことが問題であり、

問題をきちんとして、教訓を明らかにしたり、職員の仕事の仕方についてもきちんとする必要がある。

質疑⑤：浄水場解体費用 7,900 万円の積算根拠は。しなの鉄道高架水管橋基本設計委託料でなぜ 1,500 万円もかかるのか。客観的な積算基準、積算資料はあるのか。

回答⑥：平成 23 年度に解体の設計をしており、その時はアスベスト除去を実施。その時の設計を基に積算し直している。人件費や歩掛が上がっており 500 万円程上がっている。積算についてはコンサルタントが図面より数量を拾って積算している。

質疑⑦：競争原理は働いているか。

回答⑦：設計の中では働いていないが、入札になれば競争原理が働く。

質疑⑧：設計業者によって解体費用に差が出るということはあるか。

回答⑧：変わることはない。

質疑⑨：鉄道は設計業者が指定されている。他のコンサルタントではなかなか許可がおりないと聞いている。

回答⑨：しなの鉄道によると、JR で指定しているコンサルタントに委託するほうがスムーズにすすむとのこと。しなの鉄道が推薦する業者の見積りを基に予算化している。実際の設計業務は入札で決定する。

質疑⑩：指定のコンサルタントは法律の根拠があつての指定か。

回答⑩：そうではない。

意見⑪：解体費用、水管橋の設計委託料の積算根拠、過大請求となった水道料金を基本料金にした顛末的なものなど報告してほしい。

質疑⑫：水道ビジョン策定業務の目的と何をやるのか説明いただきたい。

回答⑫：水道管、水道施設の更新費用等について、今年度アセットマネジメント事業で実施している。それを基に優先順位や統廃合、長寿命化計画を立てるのが水道ビジョンである。

質疑⑬：コンサルタントに委託しなければならないのか。

回答⑬：職員が少ないため委託せざるを得ない。

質疑⑭：高料金対策分とは何か。

回答⑭：地方公営企業繰出基準に高料金対策に要する経費の計算方法があり、資本費が単価で 146 円以上、給水原価が 255 円以上の水をつくる施設に対し、資本費 146 円以上より高い部分の差額を埋める制度である。現段階では三水地区の資本費が高いため 500 万円程度の繰入れと試算している。

質疑⑮：三水地区の給水に対する薬品費が高いのはなぜか。

回答⑮：牟礼地区は深井戸と伏流水であり、深井戸では凝集剤は必要がない。三水地区は深井戸より表流水の割合が高いため、より多くの凝集剤が必要となる。次亜塩素酸ナトリウムについて、牟礼地区は配水池に一度溜めてから配水しているが、三水地区は三水浄水場から末端まで管路で配水しており、4 日ほどかかる。その間に塩素が使われてしまうのでより多く使用している。

質疑⑯：末端と注入している地点の塩素濃度はどのくらいか。

回答⑯：牟礼地区は浄水場で 0.4mg/l、末端で 0.2mg/l。三水地区の冬場は浄水場で 0.6mg/l、末端で 0.2mg/l 位としている。夏場は浄水場で 0.8mg/l 末端で 0.2mg/l としている。

質疑⑰：水道ビジョン策定業務委託料について、牟礼と三水に同じものが上がってくるのか。

回答⑰：飯綱町として策定し、代金を折半としている。

質疑⑱：三水地区の新規加入の件数は。

回答⑱：5～6 件を見込んでいる。

質疑⑲：舟岳土地改良区負担金はどういう根拠で払っているのか。

回答⑲：構造改善した水田の中に舟岳の深井戸が 2 つあり、地権者負担金として払っている。

質疑⑳：三水浄水場が老朽化しているが、浄水場の更新の計画はあるか。また、どのくらいの費用がかかるか。

回答㉑：経営戦略の中では、平成 36 年、37 年位の統廃合計画としている。機器を入れ替えるだけで 3 億円位。全ての更新となるとその 3 倍位と試算している。

質疑㉒：信濃町では水が余っていると聞いたが、舟岳にある深井戸と信濃町の管を繋げば安くできるのではないかと思うが、その可能性は

回答㉒：三水地区では現在 1,200t/日が必要だが、そこまでは余っていない。舟岳の深井戸の管路に繋ぐと深井戸が利用できなくなる。受水にはコンサルタント料、施設建設費用、受水費を考慮する必要がある。

質疑㉓：表流水は使っていかなければならないのか。

回答㉓：新たな水源を見つけられなければ表流水を使わざるを得ない。

質疑㉔：浄水設備に高度浄水処理を導入することは考えられないか。

回答㉔：膜ろ過が最先端である。更新計画として検討している。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした

○議案第 31 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑なし

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 34 号 いいづなリゾートスキー場条例の一部を改正する条例

質疑①：特例条例ということではなく、条例改正で良いのか。

回答①：特例条例ではなく、条例改正での制定とした。

質疑②：4月から6月はスキー場の収入はないが、1か月の維持費はどのくらいか。

回答②：スキーシーズンが終了するため維持費は高額ではない。

意見③：冬場の観光はスキー場しかない。続けてほしいという意見が私的に聞いたところ9割あった。1割はスキー場不要という意見だったことを報告しておく。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第35号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

質疑①：期間の延長について現在の指定管理者には了解を得ているのか。

回答①：了解を得ている。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

質疑：なし

討論：なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。